

No 1 指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和<u>5</u>年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱 (案)</p>	<p>令和<u>4</u>年度指導医資格取得支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の医師の教育関連施設の増加及び若手医師の指導体制を充実するため、専門医の資格を有する医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域及びサブスペシャルティ領域(別表1)の指導医の資格取得を目指して行う活動(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和<u>5</u>年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>5</u>年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>6</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の医師の教育関連施設の増加及び若手医師の指導体制を充実するため、専門医の資格を有する医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャルティ領域(別表1)の指導医の資格取得を目指して行う活動(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。ただし、この要綱に基づく補助金を受けることのできる回数は、同一医師につき2回(2事業年度)を限度とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍し、令和<u>4</u>年3月31日現在で専門医資格を取得後2年以上経過しており、当該専門分野の臨床経験を有する者で、その指導医資格の取得を目指す者</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に係る書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p>

新	旧
<p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規則</u>（平成22年3月29日機構規則第3号）第<u>6</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 交付を受けた補助金<u>は</u>補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。</p> <p>（3）～（9） （略）</p> <p>（概算払等）</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 補助事業者は、概算払の請求を行わなかった場合又は概算払を受けたがその額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている<u>場合は</u>、第10条第1項に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第10条第1項で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第9～12条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>5</u>年<u> </u>月<u> </u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>5</u>年度補助額は、令和<u>5</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助(予定)額</u>の2分の1を上限とする。</p>	<p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規程</u>（平成22年3月29日機構規則第3号）第<u>5</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 補助目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 交付を受けた補助金<u>を</u>補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならないこと。</p> <p>（3）～（9） （略）</p> <p>（概算払等）</p> <p>第8条 理事長は、補助事業者から求めがあり、かつ、補助の目的を達成するために必要があると認められるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 補助事業者は、概算払の請求を行わなかった場合又は概算払を受けたがその額が決定通知書（第2号様式）に記載された補助決定額を下回っている<u>場合</u>、第10条第1項に定める実績報告書の提出と併せて、補助金請求書（第5号様式）を提出しなければならない。なお、第10条第1項で定める期間内に補助金請求書（第5号様式）の提出を行わない場合は、理事長は第1項に基づき既に行った概算払を除いて補助金の交付を行わない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第9～12条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>4</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>4</u>年度補助額は、令和<u>4</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助額(予定)</u>の2分の1を上限と</p>

新			旧				
(別表1)			する。				
(別表1)			(別表1)				
基本領域	サブスペシヤルティ領域		基本領域	サブスペシヤルティ領域			
内科	<u>消化器内科</u>	小児循環器	内科	麻酔科	<u>消化器病</u>	消化器外科	放射線治療
小児科	<u>循環器内科</u>	小児神経科	小児科	病理	<u>循環器</u>	呼吸器外科	放射線診断
皮膚科	<u>呼吸器内科</u>	小児血液・がん	皮膚科	臨床検査	<u>呼吸器</u>	心臓血管外	手外科
精神科	<u>血液内科</u>	周産期	精神科	救急科	<u>血液</u>	科	脊椎脊髄外
外科	<u>内分泌代謝・糖尿病内科</u>	婦人科腫瘍	外科	形成外科	<u>内分泌代謝</u>	小児外科	科
整形外科	<u>脳神経内科</u>	生殖医療	整形外科	<u>リハビリテー</u>	<u>科</u>	<u>リウマチ</u>	集中治療
産婦人科	<u>腎臓内科</u>	頭頸部がん	産婦人科	<u>ション</u>	<u>糖尿病</u>	小児循環器	乳腺外科
眼科	<u>膠原病・リウマチ内科</u>	手外科	眼科	総合診療	<u>腎臓</u>	小児神経科	内分泌外科
耳鼻咽喉科	消化器外科	脊椎脊髄外科	耳鼻咽喉科		<u>肝臓</u>	小児血液・が	消化器内視
泌尿器科	呼吸器外科	集中治療	泌尿器科		<u>アレルギー</u>	ん	鏡
脳神経外科	心臓血管外科	がん薬物療法	脳神経外科		感染症	周産期	がん薬物療
放射線科	小児外科		放射線科		老年病	婦人科腫瘍	法
麻酔科	乳腺外科				<u>神経内科</u>	生殖医療	
病理	放射線診断					頭頸部がん	
臨床検査	放射線治療						
救急科	アレルギー						
形成外科	感染症						
<u>リハビリテーシ</u>	<u>老年科</u>						
<u>ョン科</u>	<u>腫瘍内科</u>						
総合診療	内分泌外科						
	<u>肝臓内科</u>						
	消化器内視鏡						

新

旧

(別表 2)

補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 学会等への参加経費（学会、学会主催の講演会、研修会等への参加負担金・旅費） (2) 研修費（書籍等購入費、文献閲覧費、英文校閲料、論文の掲載料・別刷りの印刷料、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料） (3) その他理事長が特に必要と認める経費 (4) 事業の実施に必要な間接経費（(1)～(3)に該当する金額の5%以内とする。）	定額	600 千円／人
※海外出張旅費は、その学会等において発表者となる場合のみ、補助対象経費とする。 ※書籍購入費は 150 千円を上限とする。 ※ <u>執行の際は「公募事業に係る Q&A」及び「補助対象経費・基準額」を確認すること。</u>		

(別表 2)

補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 学会等への参加経費（学会、学会主催の講演会、研修会等への参加負担金・旅費） (2) 研修費（書籍等購入費、文献閲覧費、英文校閲料、論文の掲載料・別刷りの印刷料、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料） (3) その他理事長が特に必要と認める経費 (4) 事業の実施に必要な間接経費（(1)～(3)に該当する金額の5%以内とする。）	定額	800 千円／人
※海外出張旅費は、その学会等において発表者となる場合のみ、補助対象経費とする。 ※書籍購入費は 150 千円を上限とする。		

- 第 1 号様式 [年度の変更](#)
- 第 2 号様式 [年度の変更及び決定時期等や書籍購入上限を追加](#)
- 第 3 号様式 [年度の変更](#)
- 第 4 号様式 [年度の変更](#)
- 第 5 号様式 [年度の変更](#)
- 第 6 号様式 [年度の変更及び補助事業実施期間等を追加](#)

- 第 1 号様式
- 第 2 号様式
- 第 3 号様式
- 第 4 号様式
- 第 5 号様式
- 第 6 号様式

新	旧
(別紙1) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u> <u>3 補助を受けて取得しようとする資格について「資格取得に向けての状況」を追加</u>	<u>(別紙1)</u>
(別紙2) 変更なし	(別紙2)
(別紙3) 変更なし	(別紙3)
(別紙4) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙4)</u>
(別紙5) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u> <u>2 活動実績の概要に「今年度の実施計画」と「実施計画に対する実績の概要」を追加</u>	<u>(別紙5)</u>
(別紙6) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u>	<u>(別紙6)</u>
(別紙7) 変更なし	(別紙7)
(別紙8) 変更なし	(別紙8)
<u>※様式全体として、記載方法や注意点を追記しています。</u>	